

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用	施策	① 環境影響評価制度の強化
			施策の小項目名	—
主な取組	小規模事業における環境配慮の推進			
対応する主な課題	①本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく開発行為に対して脆弱であることから、大規模な開発等はもちろんのこと、法や条例の対象とならない小規模な事業においても適切な環境配慮が求められている。			

1 取組の概要 (Plan)

取組内容		年度別計画				
		H29	H30	R元	R2	R3
島しょ県である本県の脆弱な自然環境保全のため、環境影響評価法及び条例の対象とならない小規模開発に対して環境影響評価の手續の制度化を推進し、開発時における自然環境保全対策を強化する。		ガイドラインの策定				
		対象事業の種類の追加及び規模要件を小規模化した改正条例及				
実施主体	県					
担当部課【連絡先】	環境部環境政策課		【098-866-2183】			
		環境への配慮指針の普及				

2 取組の状況 (Do)

(1) 取組の進捗状況 (単位：千円)

予算事業名							R2年度		令和元年度活動内容と令和2年度活動計画
主な財源	実施方法	H27年度決算額	H28年度決算額	H29年度決算額	H30年度決算額	R元年度決算見込額	当初予算額	主な財源	OR元年度：従前より小規模な開発事業を対象事業に追加した改正条例等の運用及び環境への配慮指針を普及した。 OR2年度：改正条例等を運用し、継続して環境への配慮指針の普及を図る。
—		—	—	—	—	—	—		
予算事業名							R2年度		令和元年度活動内容と令和2年度活動計画
主な財源	実施方法	H27年度決算額	H28年度決算額	H29年度決算額	H30年度決算額	R元年度決算見込額	当初予算額	主な財源	OR元年度：— OR2年度：—
		—	—	—	—	—	—		

様式1(主な取組)

活動指標名	対象事業の種類追加及び規模要件を小規模化した改正条例及び規則の施行・運用				R元年度			R元年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	—	—	—	改正条例等の施行・運用	改正条例等の運用	改正条例等の運用	100.0%	0	順調	小規模事業における環境配慮の推進を図るため、改正条例及び規則が施行されたことにより、従来では対象事業とならなかった1事業において環境影響評価手続が行われた。併せて、「環境への配慮指針」を広く普及するため、県ホームページ等を活用した普及活動に取り組んだ。
活動指標名	環境への配慮指針の普及				R元年度					
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	—	—	—	指針の普及	指針の普及	指針の普及	100.0%			進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果
活動指標名	—				R元年度					
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			<p>沖縄県環境影響評価条例及び施行規則の改正により、従来より小規模な開発事業に対しても環境影響評価が実施されることとなり、小規模事業における環境配慮が推進されることとなった。</p> <p>また、改正条例の対象事業とならない開発事業に対しても、環境への配慮を推進するため、「環境への配慮指針」を普及する取組を実施していることから、順調となっている。</p>
(2)これまでの改善案の反映状況										
令和元年度の取組改善案						反映状況				
<ul style="list-style-type: none"> 「環境への配慮指針」を普及する取組を強化する。 						<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページの活用による周知を含め、市町村が策定する国土利用計画や農業振興地域整備計画の改定に当たり、「環境への配慮指針」に関する記載を盛り込むよう意見を述べることで、周知の強化を図った。 				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

・「環境への配慮指針」を普及する取組を実施することとしており、開発事業者の環境への配慮を促すため効果的に普及することが重要である。

○外部環境の変化

・沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない、より小規模な事業においても、事業者自らが環境へ配慮することが求められる。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

・沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない小規模な開発事業についても、環境への配慮が求められることから、「環境への配慮指針」の普及を強化する必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

・「環境への配慮指針」を普及する取組を引き続き強化する。

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用	施策	② 自然環境の持続可能な利用の促進
			施策の小項目名	○自然環境を利用するルールづくりの推進
主な取組	事業者間による保全利用協定締結の促進			
対応する主な課題	③いわゆるブルー・ツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。			

1 取組の概要 (Plan)

取組内容		年度別計画				
		H29	H30	R元	R2	R3
適正な環境保全と利用に関するルールとしての保全利用協定の締結に向けた、保全利用協定の活用方策の検討、制度メリットの構築を委託業務により行う。		6件 保全利用 協定認定数				10件 (累計)
		保全利用協定の活用方策の検討、制度メリット構築				
実施主体	県					
担当部課【連絡先】	環境部自然保護課		【098-866-2243】			

2 取組の状況 (Do)

(1) 取組の進捗状況 (単位：千円)

予算事業名	自然環境の保全利用協定締結推進事業						R2年度		令和元年度活動内容と令和2年度活動計画
主な財源	実施方法	H27年度 決算額	H28年度 決算額	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算見込額	当初予算額	主な財源	OR元年度： 保全利用協定の新規締結地域の調査・検討及び協定締結のメリットを多角的に検討・企画 OR2年度： 保全利用協定の新規締結地域への支援、協定締結メリットに係る具体的な支援及び制度見直しの検討
							一括交付金(ソフト)	委託	
予算事業名	—						R2年度		令和元年度活動内容と令和2年度活動計画
主な財源	実施方法	H27年度 決算額	H28年度 決算額	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算見込額	当初予算額	主な財源	OR元年度： —
							—	—	—

様式1(主な取組)

活動指標名	事業者間における保全利用協定の認定数(累計)				R元年度			R元年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	実績値(A)	計画値(B)	達成割合 A/B			
	7 協定	8 協定	8 協定	8 協定	8 協定	8 協定	100.0%	9,811	順調	保全利用協定の相談・申請などに対して適切な支援や助言などを行った。
活動指標名	—				R元年度					
実績値	—	—	—	—	—	—				進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果 保全利用協定について、普及啓発や適切な支援などを行った結果、成果目標の「事業者間における保全利用協定の認定数」は、基準値の2協定(H23)から8協定(R1)と改善され、R1計画値(8協定)を達成し、自然環境の持続可能な利用の促進がさらに推進された。
活動指標名	—				R元年度					
実績値	—	—	—	—	—	—				
活動指標名	—				R元年度					
実績値	—	—	—	—	—	—				
(2)これまでの改善案の反映状況										
令和元年度の取組改善案						反映状況				
・本制度は、自然環境の持続的な利用を図り、フィールドの過度な利用を予防する上で有意義なものであることから、今後とも、協定事業者や有識者など関係者からの意見を踏まえ、協定締結によるメリットの創出、保全利用協定の新規締結の支援、制度のあり方の検討など、協定事業者や未締結地域の事業者がより活用しやすい仕組みづくりを検討する。						・令和元年度は保全利用協定の6新規候補地の事業者と計10回程度勉強会を開催し、制度の説明、モニタリング方法の紹介、フィールドの課題に関する意見交換などを行い、新規締結の支援を図った。 ・また、既存の協定事業者などのアンケート調査やヒアリング調査などを踏まえ、協定締結によるメリットの創出案を作成した。				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

・類似する法令として平成19年にエコツアーリズム推進法が制定され、市町村によるエコツアーリズム推進協議会の体制づくり、環境省が認定する全体構想の策定、禁止事項に対する罰金等を盛り込んだ条例制定などを整備することができる。事業者間だけの自主ルールによる運用を前提とする保全利用協定制度より強制力のある法令である。

○外部環境の変化

・沖縄県への観光客数は増加傾向にあり、その需要に応じたエコツアーへの関心もますます高まっているが、自然環境の過剰利用によるフィールドの劣化などの問題が生じており、観光客の適正な収容力を踏まえた事業者間の地域のルールづくりをより推進する必要がある。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

・保全利用協定の認定にかかる各種調整やコーディネーターの派遣にかかる費用などは事業者負担となる。そのため、関係する事業者間の調整や認定手続きの負担に見合う制度のメリットを増加させる必要がある。昨今の大型クルーズ船や格安航空会社などによる観光客の大幅な増加により沖縄県全体の自然環境の維持について懸念されるため、保全利用協定の締結地域を県内に広く推進していくことが必要である。これらの課題を解決した上で、関係事業者や一般県民向けに協定制度の認知度を向上させる必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

・本制度は、自然環境の持続的な利用を図り、フィールドの過度な利用を予防する上で有意義なものであることから、今後とも、協定事業者や有識者など関係者からの意見を踏まえ、協定締結のメリットの創出、保全利用協定の新規締結の支援、制度のあり方の検討など、協定事業者や未締結地域の事業者がより活用しやすい仕組みづくりを検討する。